

平成27年改正 東京都建築安全条例説明会のご案内

昨今、戸建て住宅等を転用したいいわゆるシェアハウスなど、新たな住まい方が増加しています。国は、こうした建築物について、法令上、寄宿舍として取り扱うことを明確にした上で、既存ストックの活用も可能となるよう、平成26年7月に改正建築基準法施行令が、8月には告示が施行されました。

また、平成26年6月には、木材利用や新技術導入を促進するための規制緩和などの改正建築基準法が公布されました（平成27年6月1日施行）。

こうしたことなどを背景に、東京都建築安全条例を改正し、平成27年4月1日に改正条例が施行されました（一部6月1日施行）。

そこで、東京都建築安全条例の改正について説明会を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

1 日時： 平成27年7月17日（金）午前10時00分～11時00分

2 会場： 東京都庁第二本庁舎1階 二庁ホール

3 内容： ① 挨拶 ② 東京都建築安全条例の改正内容についての説明

※ なお当日は、質疑応答は予定しておりません。今回の改正内容についての質問については、用紙に記入・提出いただき、似通った質問等を整理した上で、後日Q&Aの形で回答させていただきます。

4 参加募集対象： どなたでも参加できます。（定員200名程度、先着順）

※ 内容的には、設計者、特定行政庁、指定確認検査機関の方向けとなります。

※ 特定行政庁、指定確認検査機関の方は、原則各機関1名様のみのご参加とさせていただきます。

5 参加申込方法：

○ 必要事項を記載の上、ファックスか電子メールでお申込みください（様式不問）。

○ お申込みは7月10日（金）までをお願いします。

○ 送信の際には、番号等お間違いないようご注意ください。

○ 会場の定員を超えた場合は、そこで募集を締め切らせていただきます。

○ 参加希望者数が定員を超過した方にはご連絡いたします。定員を超過しない場合は、返信等はいたしませんので直接会場においでください。

●ファックス送信先： 03-5388-1356

●電子メール用アドレス： S0000168@section.metro.tokyo.jp

●記載必要事項：

件名：	7月17日の説明会への申込み
氏名：	
住所：	
連絡先：	電話 電子メールアドレス
職業：	設計者・特定行政庁・指定確認検査機関・その他 の別

↑上欄に記入し、この用紙をそのままファクスしても構いません。

会場：第二本庁舎1階 二庁ホール

<問い合わせ先>

東京都都市整備局市街地建築部
建築企画課建築係
電話：5388-3343

